

Beyond

AISpect リリースから見えるもの

あさひ総研

事業譲渡と株式譲渡

住宅取得等資金の贈与税の非課税制度①

令和3年度税制改正大綱③

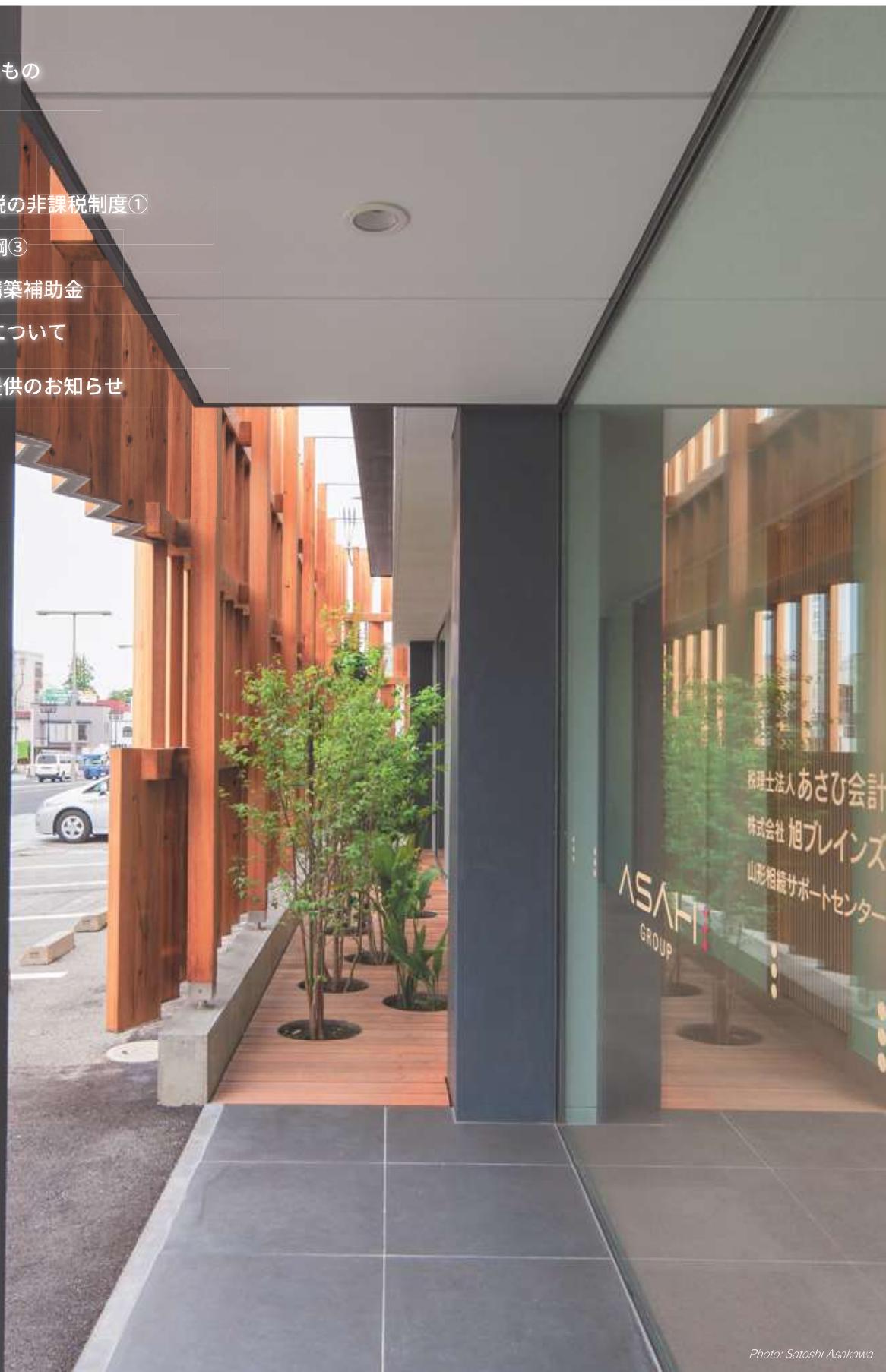
3月公募開始 事業再構築補助金

役員及び評議員の改選について

安否確認テンプレート無償提供のお知らせ

脱炭素と DX の未来

INFORMATION



CONTENTS

AI-Spect リリースから見えるもの

あさひ総研

- 01 ・事業承継
 事業譲渡と株式譲渡
- 02 ・相続
 住宅取得等資金の贈与税の非課税制度①
- 03 ・税制
 令和3年度税制改正大綱③
- 04 ・助成金
 3月公募開始 事業再構築補助金
- 05 ・社会福祉法人
 役員及び評議員の改選について

Microsoft クラウドサービスを活用した 安否確認テンプレート無償提供のお知らせ

あさひ通信 第188回 脱炭素とDXの未来

INFORMATION セミナー案内

[Beyond]について

企業を取り巻く環境は、DX化、新型コロナウイルスへの対応、人口構造の激変、AIやロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

RPA も AI も中小企業の身近な Technology



AISpect リリースから見えるもの

統括代表社員 田牧 大祐

AI と RPA を活用した DX ソリューションの開発、導入支援をしている株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所では、AI-OCR サービス『AISpect(アイспект)』を提供している。昨年末、Microsoft AI と RPA を組み合わせた独自ソリューションとして開発したサービスで、注文伝票、請求書、明細、通帳、免許証など、表形式に表示されているものは高精度で Excel や CSV に変換できる*。写真データ、PDF データを指定フォルダにドラッグアンドドロップするだけの簡易な操作であり、ひねり補正もあり、多少の画像のひねりは問題ない。昨年 12 月にあさひグループ内で読込した枚数は 600 枚であった。固定資産台帳入力の前段階の処理として、工事明細読込やコピーをもらった計算書類の読込などで使用するなど、ヘビーユーザーが数名いた。

AISpect のリリースは、HP 公開と既存の顧客への案内のみで、広告はしていない。しかしながら、顧客以外の企業からも申込、問い合わせがあり、リリース後 1 ヶ月で、すでに利用開始が 10 件以上、トライアルも 30 件を超える。大手シンクタンクからの AI サービス調査の依頼もあった。先進的な取り組みをする企業は AI-OCR サービスを求めていると感じる。

世の中のあらゆるサービスにおいて、オーダーのインプットが必要となる。人が入力するのか、RPA や AI を組み合わせて入力するのか。あるいは入力のチェック機能として RPA を活用するのか。人の手助けをさせることは有用であり、RPA に入力ミスはない。

中小企業経営者には、まだまだ RPA も AI も自社が活用するサービスと思っていない方が多いようだ。確かに、RPA も AI も数年前まで大規模な IT 投資が必要であり、資金力のある大企業のみが使えるサービスであった。ほんの 1、2 年前は、数千万円、数百万円単位の投資額が必要であった。しかし、この 1 年弱、業界の価格は大きく変化した。RPA ライセンス月額 4 千円、AI-OCR サービスを併せて、月 1 万円以下から使える時代である。

AI も RPA も中小企業の身近な Technology である。経営者としてこれを使わない選択肢はないであろう。

*印字されたものを前提としたサービスであり、手書き文字の読込はできません。手書き文字認識サービスとしてコージェントラボ社の AI-OCR サービス「Tegaki」を搭載したソリューションも提供しております。

事業承継



【図】代表的なメリット、デメリットの例示

株式譲渡	メリット	* 手續が相対的に簡便 * 株式の譲渡に対しては固定資産取得税や消費税が課税されない
	デメリット	* 法人が抱えるリスクや負債等もすべて引き継がれる
事業譲渡	メリット	* 譲渡人、譲受人が合意した範囲での事業（資産・負債・契約）の譲渡が可能
	デメリット	* 手續が非常に煩雑 * 譲渡事業の課税資産には消費税が課税される * 譲渡事業の不動産に不動産取得税が課税される



山形事務所
特別経営支援部
公認会計士・税理士 広川 論

2010年新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）入所。事業会社を中心に会計監査業務に従事。2017年税理士法人あさひ会計に入所後はM&A支援、株価算定・シェ

ミレーション、財務デューデリジェンス、税務相談（組織再編、グループ法人税制）を担当。

事業譲渡と株式譲渡

M&A や組織再編で事業を譲渡する場合、大きく 2 つの方法があります。株式譲渡と事業譲渡です。これら手法とメリット、デメリットを解説いたします。

・株式譲渡

株式譲渡は、事業を営む株式会社を、発行済株券の売買によって事業を譲渡する方法です。株式会社の株主（オーナー）が変わるので、株式会社に含まれる資産、負債、雇用契約を含む各種契約、許認可等が維持されます。

・事業譲渡

事業譲渡は、企業の営む事業の全て又は一部を選定し、譲渡する方法です。事業に関連して譲渡対象とする資産、負債、契約、許認可等を選定し、それぞれに必要な移転手続等をする必要があります。契約は事業譲渡をしたのみでは自動的に譲受人に引き継がれるものではなく、契約の相手方に、契約を承継することについて個別で承諾を得る必要があります。また不動産が譲渡事業に含まれる場合は所有権移転の登記も必要です。

・メリットとデメリット

株式譲渡は比較的容易な手続で、譲渡を完了させることが可能です。また株式の譲渡のみでは、譲渡された法人に法人税が課されることなく、また同法人が保有する不動産に不動産取得税が課税されることはありません。

ただし株式譲渡では、法人が有するすべての資産、負債、権利、義務、契約を引き受けこととなるため、会社が大きなリスクを抱える場合は、そのリスクをも引き受けこととなります。決算書や帳簿上で確認できるリスクの他に、訴訟や記帳されていない債務のように見えないリスクを抱えているような可能性もあります。

事業譲渡は上記の通り手続きが非常に煩雑です。不動産の移転がある場合は不動産取得税も課税されますし、事業に含まれる資産については消費税の課税もあります。許認可関係も移動または、再取得手続をする必要があります。このようなデメリットもありますが、事業譲渡では、譲り受ける契約を選定できますので、負債や不利な契約、帳簿に乗っていない潜在的なリスクを引き継ぐ危険性が低くなるといわれております。

相 続

「住宅取得等資金の贈与税の非課税制度」①



今回は「住宅取得等資金の贈与税の非課税制度」について説明します。この制度は、子どもや孫に住宅資金として現預金を贈与した場合、一定額までが非課税となる贈与税の特例制度です。なお、住宅を新築・購入した場合だけでなく、リフォーム・増改築や住宅用土地を先行取得した場合にも利用することができます。非課税金額は下記の表の通りです。なお、赤字の記載は令和3年度税制改正大綱による改正事項です。

住宅用の家屋の新築等に係る対価等の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合		省エネ等住宅	左記以外の住宅
住宅家屋購入の契約日			
平成31年 4月1日～令和2年 3月31日	3,000万円	2,500万円	
令和2年 4月1日～令和3年 3月31日	1,500万円	1,000万円	
令和3年 4月1日～令和3年 12月31日	1,200万円	700万円	
	改正後	1,500万円	1,000万円

それ以外の場合		省エネ等住宅	左記以外の住宅
住宅家屋購入の契約日			
～ 平成27年12月31日	1,500万円	1,000万円	
平成28年 1月 1日～令和2年 3月31日	1,200万円	700万円	
令和2年 4月 1日～令和3年 3月31日	1,000万円	500万円	
令和3年 4月 1日～令和3年 12月31日	800万円	300万円	
	改正後	1,000万円	500万円

◆ 「住宅取得等資金の贈与税の非課税制度」における受贈者の主要要件

- (1) 贈与者の直系卑属（子や孫）であること。
 - (2) 贈与を受けた年の1月1日において、20歳以上であること。
 - (3) 贈与を受けた年の所得税に係る合計所得金額2,000万円以下であること。
 - (4) 平成21年分から平成26年分までの贈与税の申告で「住宅取得等資金の非課税」の適用を受けたことがないこと。
 - (5) 自己の配偶者、親族などの一定の特別の関係がある人から住宅用の家屋の取得をしたものではないこと、又はこれらの方との請負契約等により新築若しくは増改築等をしたものではないこと。
 - (6) 贈与を受けた年の翌年3月15日までに住宅取得等資金の全額を充てて住宅用の家屋の新築等をすること。
 - (7) 贈与を受けた時に日本国内に住所を有していること
 - (8) 贈与を受けた年の翌年3月15日までにその家屋に居住すること又は同日後遅滞なくその家屋に居住することが確実であると見込まれること。
- (注)贈与を受けた年の翌年12月31日までにその家屋に居住していないときは、この特例の適用を受けることはできず、修正申告が必要となる。

◆ 「住宅取得等資金の贈与税の非課税制度」のメリット

- ・そもそも相続開始前3年以内に行われた贈与は、相続税の対象資産として持ち戻されるルールですが、この制度は当該ルールも適用されません。これは非常に有利なメリットです。ただし、当然ですが贈与された額を使い残した時、その残額分については非課税限度内であっても贈与税が課される点には留意が必要です。
- ・この制度は、贈与税の基礎控除額の110万円または相続時精算課税制度の非課税枠2,500万円と併用可能な点も大きなメリットです。

次回は「住宅取得等資金の贈与税の非課税制度」を実際に適用する上での留意点について説明します。



山形事務所
相続サポートセンター マネージャー
公認会計士・税理士 伊藤 俊和

事業会社の経理を経て、あづさ監査法人にて勤務。現在は税理士法人あさひ会計で相続・事業承継の実務に携わる。

税 制

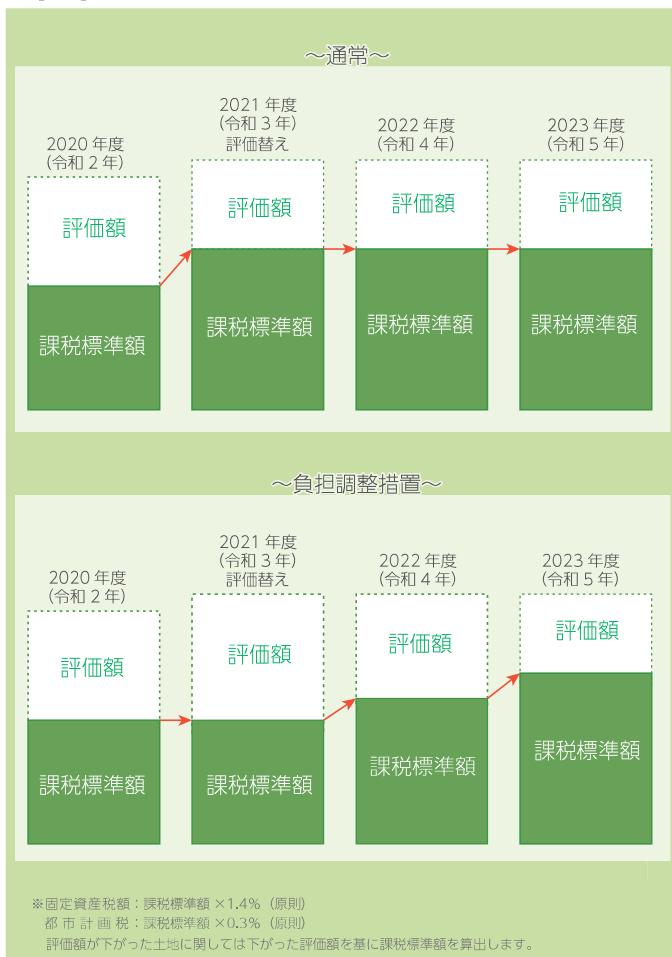


【表1】

2020年2月～10月までの任意の連続する3か月間の事業収入の対前年同月比減少率	減免率
50%以上	全額
30%以上50%未満	0.5

※居住用の家屋、事業用・居住用問わず土地は軽減の対象外

【表2】



山形事務所
審査部
早坂 賢人

審査部にて從事。決算書や申告書のチェックを日々行う。

令和3年度税制改正大綱③

今月も昨年12月に発表された税制改正についてご紹介します。今月は資産税に関する改正案についての内容です。(案の段階のため、詳細な手続等に関しては今後決定されることにご留意ください)

土地に係る固定資産税等の負担調整措置

固定資産税の基本となる評価額は、固定資産の持つ適正な時価を求めるため、3年ごとに見直すこととなっております(原則3年間は据え置き)。これを“評価替え”と言いますが、2021年(令和3年)がその評価替えの年となっています。

1月末に償却資産税の申告を行ったのは記憶に新しいですが、その際新型コロナウイルス感染症の影響により、連続した任意の3ヶ月(2～10月)で事業収入が前年比30%以上減少した中小企業者・小規模事業者に対して、税負担を軽減するため固定資産税等(建物部分のみ)・償却資産税が1/2以上の減免となりました(表1)。土地部分については減免の対象にならないのか疑問に持つた方もいらっしゃるかと思いますが、負担調整措置が行われることとなっております。

本年度は上記した通り評価替えの年となります。土地に係る固定資産税等については、以下の措置が税制改正に盛り込まれております。

- ①評価替えにより固定資産税評価額が上がった場合、令和2年度の課税標準額に据置き、令和3年度に限り税額も令和2年度と同額。
- ②評価替えにより固定資産税評価額下がった場合、その評価額に基づき課税。

評価替えにより評価額が上がった場合、コロナ禍での固定資産税等の税負担が急増しないよう課税標準額・負担税額を段階的に引き上げることが目的となっております(表2)。住宅地や商業地、農地等全ての土地について適用となります。これは令和5年度までの措置であって、次の評価替え(令和6年度)についてはこの限りではありません。

余談ですが、毎年4月1日から固定資産税の第1期の納期限まで、各市区町村で縦覧期間というものが設けられています。この期間中であれば、市区町村で課税しているすべての土地・家屋の評価額等を確認することができます。縦覧できる人に制限はありますが、評価替えを機に確認してみるのはいかがでしょうか。

助成金



3月公募開始 事業再構築補助金 —中小企業等事業再構築促進事業—

※令和3年2月15日に発表された情報です。公募開始に向けた調整の結果、事業内容が変更になる場合があります。

事業再構築補助金は、新分野での事業展開や業務転換の取り組みを支援する補助金です。対象経費には、建物費（建物の建築・改修に要する経費）やシステム構築費も含まれています。補助金額は100万～最大1億円で、申請類型により補助額が異なります。

公募開始は3月となる見込みで、申請はすべて電子申請となるため事前準備が必要です。なお、公募は3月の1回だけではなく、令和3年度にも複数回実施される予定です。

【補助対象企業】

- 以下の要件を全て満たす企業が対象となります。
- 申請前の直近6ヶ月間のうち、任意の3ヶ月の合計売上高が、コロナ以前の同3ヶ月の合計売上高と比較して10%以上減少している中小企業等
 - 自社の強みや経営資源（ヒト／モノ等）を活かしつつ、経産省が示す「事業再構築指針」に沿った事業計画を認定支援機関等と策定した中小企業等（補助金額が3,000万円を超える案件は金融機関も参加して策定することが必要になる予定）
 - 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成

【留意点】

- 補助金の審査は事業計画を基に行われます。採択されるためには合理的で説得力のある事業計画を策定することが必要です。
- 採択された場合でも、補助金は事業者による支出を確認した後に支払われます。概算払制度が設けられる予定ですが、補助金交付要綱等に基づき使途が確認されてからの支払いとなります。
- 事業計画は、補助事業終了後5年間、経営状況等について、年次報告が必要です。



経済産業省の事業再構築補助金のサイト

https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_saikoutiku/index.html

事業の再構築に挑戦する皆様へ

企業の思い切った事業再構築を支援 (中小企業等事業再構築促進事業)

中小企業

- 通常枠 補助額 100万円～6,000万円 補助率 2/3
- 卒業枠* 補助額 6,000万円超～1億円 補助率 2/3

*卒業枠については、400社限定。事業計画期間内に①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金又は従業員を増加し、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向けの特別枠。
※中小企業の範囲については、中小企業基本法と同様。

中堅企業

- 通常枠 補助額 100万円～8,000万円 補助率 1/2 (4,000万円超は1/3)
- グローバルV字回復枠** 補助額 8,000万円超～1億円 補助率 1/2

**グローバルV字回復枠については、100社限定。以下の要件を全て満たす中堅企業向けの特別枠。

①直前6か月間のうち任意の3か月の合計売上高がコロナ以前の同3か月の合計売上高と比較して、15%以上減少している中堅企業。
②補助事業終了後3～5年で付加価値額又は従業員一人当たり付加価値額の年率5.0%以上増加を達成すること。
③グローバル展開を果たす事業であること。

中小企業等事業再構築促進事業の活用イメージ

飲食業

- 喫茶店経営
→飲食スペースを縮小し、新たにコーヒー豆や焼き菓子のティーアウト販売を実施。

飲食業

- 居酒屋経営
→オンライン専用の注文サービスを新たに開始し、宅配や持ち帰りの需要に対応。

飲食業

- レストラン経営
→店舗の一部を改修し、新たにドライブイン形式での食事のティーアウト販売を実施。

飲食業

- 弁当販売
→新規に高齢者向けの食事宅配事業を開始。地域の高齢化へのニーズに対応。

小売業

- 衣服販売業
→衣料品のネット販売やサブスクリプション形式のサービス事業に業態を転換。

小売業

- ガソリン販売
→新規にフィットネスジムの運営を開始。地域の健康増進ニーズに対応。

サービス業

- ヨガ教室
→室内での密を回避するため、新たにオンライン形式でのヨガ教室の運営を開始。

サービス業

- 高齢者向けデイサービス
→一部事業を他社に譲渡。病院向けの給食、事務等の受託サービスを新規に開始。

製造業

- 半導体製造装置部品製造
→半導体製造装置の技術を応用した洋上風力設備の部品製造を新たに開始。

運輸業

- タクシー事業
→新たに一般貨物自動車運送事業の許可を取得し、食料等の宅配サービスを開始。

製造業

- 航空機部品製造
→ロボット関連部品・医療機器部品製造の事業を新規に立ち上げ。

製造業

- 伝統工芸品製造
→百貨店などの売上が激減。ECサイト（オンライン上）での販売を開始。

食品製造業

- 和菓子製造・販売
→和菓子の製造過程で生成される成分を活用し、新たに化粧品の製造・販売を開始。

建設業

- 土木造成・造園
→自社所有の土地を活用してオートキャンプ場を整備し、観光事業に新規参入。

情報処理業

- 画像処理サービス
→映像編集向けの画像処理技術を活用し、新たに医療向けの診断サービスを開始。

補助対象経費の例

- 建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費（加工、設計等）、研修費（教育訓練費等）、技術導入費（知的財産権導入に係る経費）、広告宣伝費、販売促進費（広告作成、媒体掲載、展示会出展等）等
- 【注】補助対象企業の従業員の件費及び従業員の旅費は補助対象外です。

※jGrants（電子申請システム）での申請受付を予定しています。GビズID ブラウザの発行に2～3週間要する場合がありますので補助金の申請をお考えの方は事前のID取得をお勧めします。

※認定経営革新等支援機関は、中企庁HPに記載の「経営革新等支援機関認定一覧」をご覧ください。



仙台事務所
守 基一

主に事業会社及び社会福祉法人を担当。
DX推進室メンバーとして、社内の業務改善も担当している。

社会福祉法人



役員及び評議員の改選について

令和3年度は平成28年の社会福祉法人制度改革以降、多くの社会福祉法人にとって役員及び評議員の改選の年となります^{※1}。今回は、役員及び評議員の改選について全体的な流れと留意点をお話します。

左記に役員及び評議員の改選スケジュールを掲載しています。大枠は「(1) 決算理事会」からはじまり、「(5) 登記」までとなっていますが、その事前準備として、法人内部では推薦する各候補者の検討が必要になります。以下ではそれぞれ留意いただきたいポイントをまとめています。

(0) 事前準備

就任関係書類は、再任の場合でも任期ごとに作成が必要になります。また、印鑑登録証明書などの公的書類は不要で、委嘱状を法人から役員へ交付する義務はありません。

(1) 決算理事会

監事の選任案については、再任・新任にかかわらず、在任監事の過半数の同意が必要です（監事が2名の場合は2名の同意が必要）。また、理事、監事及び評議員の選任については、「社会福祉事業の識見を有する者」等の候補者となる適格要件がそれぞれ定められていることから確認が必要です。それぞれの役職の兼任は禁止となっており、親族等の「特殊関係にある者」は選任不可あるいは人数の制限があります^{※2}。

(2) 評議員選任・解任委員会

社会福祉法第41条第1項では、評議員の任期満了日は「選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで」と規定されています。任期の起算は評議員選任・解任委員会の決議のあった日からとなっています。そのため、3月中に開催して新評議員選任の議決を行った場合には、定時評議員会の前年度から任期を起算することとなり、通常よりも任期が1年短くなってしまいます。

(3) 定時評議員会・(4) 理事会

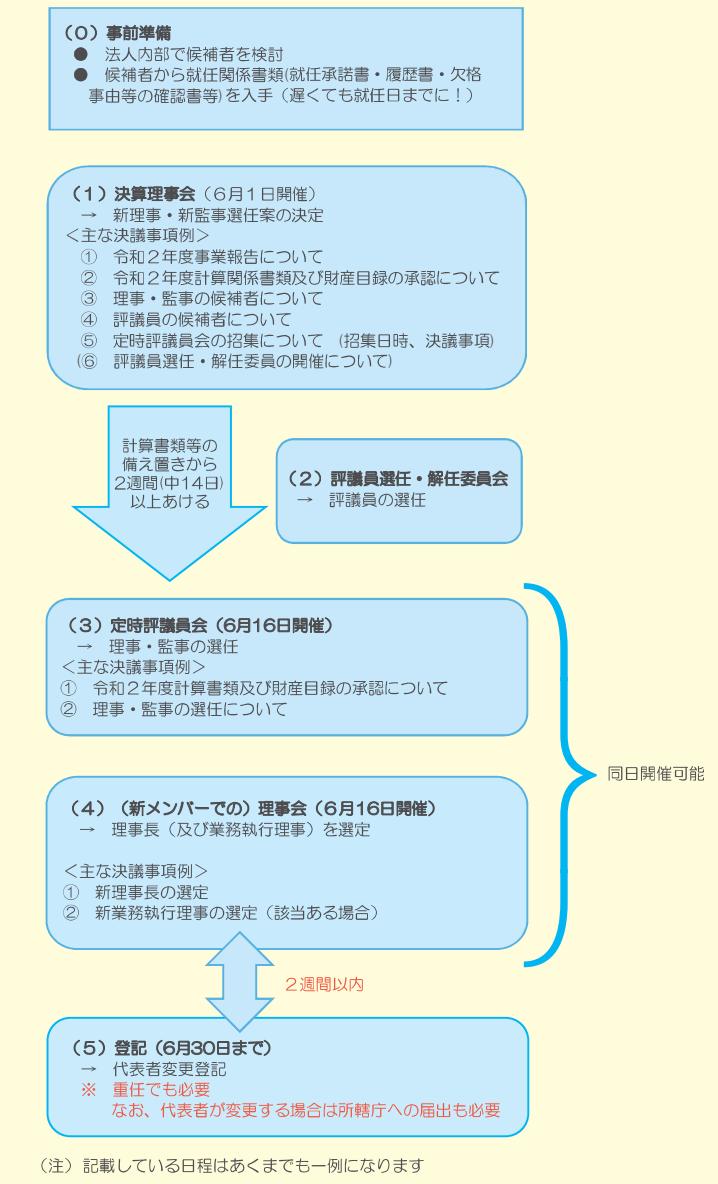
新役員全員の同意を得て、招集通知の省略により同日開催が可能です。同意方法については特別な定めはなく、口頭でも有効となります。ただし、理事会の冒頭で全役員の同意により招集手続を省略して開催することを宣言し、これを議事録に記載することをおすすめします。

※1 評議員の任期を定款によって選任後5年以内あるいは選任後6年以内と定めている法人を除く

※2 兼職の禁止及び特殊な関係のある者についての詳細は厚生労働省HP「役員等の兼務について（特殊関係含む）」に記載

（参考 URL: <https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/02-01.pdf>）

<役員等改選スケジュール例>



【参考資料】

事務連絡「評議員の改選（評議員選任・解任委員会の開催時期の取扱い等）に係る留意事項について」
(令和3年1月27日) 厚生労働省社会・援護局福祉基盤化



山形事務所
地方創生支援1部
公認会計士・税理士 葛西 裕之

新日本有限責任監査法人（現 EY 新日本有限責任監査法人）で主に金融機関の法定監査に従事。
現在は公営企業の法遵化業務及び会計指導、社会福祉法人及び医療法人の法定監査に従事。

Microsoft クラウドサービスを活用した 安否確認テンプレート無償提供のお知らせ

株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所
CEO 田牧大祐

AI と RPA を利用した DX ソリューションの開発及び導入支援を手掛ける株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所（所在地：山形県山形市、代表取締役：田牧大祐、Microsoft Partner）では、あさひ会計で利用する安否確認ソリューションのテンプレート及びマニュアルの無償提供を開始しました。Microsoft Forms、Power Automate などの Microsoft クラウドサービスを活用し、Microsoft 365 のライセンス（月額 540 円）を所持していれば、追加費用無くご利用いただくことが出来ます。

東日本大震災 10 年の節目にあたる本年、大きな災害時において、電話がつながりにくい状況でも、一斉に職員の安否確認ができるソリューションを開発しました。弊社グループのみならず、多くの企業にご利用いただきたいという思いから、無償提供リリースすることにいたしました。

すべての職員とその家族の安否確認、現在地、被災の状況などの聞き取りを行い、取りまとめる作業は、大変な労力と時間を要します。また取りまとめる担当職員自身が被災した場合や、震災時に電話がつながりにくい場合を想定し、インターネットさえつながる環境があれば、複数のメールやチャットに対し、一斉に安否確認や次の行動指示を送信することが出来ます。

ご利用には、Microsoft 365 のライセンスが必要となります。すでにライセンスをお持ちの方はそのままご利用いただけます。ライセンスをお持ちでない方は、各企業の取引のある Microsoft ライセンス提供企業にお申込みくださいか、弊社にお申込頂けますと、安否確認ソリューションを使用することが出来ます。

今後もヒトとロボット協働時代推進に向けて、RPA や AI を活用した DX を通じ、全国の中小企業の生産性向上と時間創出を目指し、中小企業の発展成長を支援してまいります。

※安否確認ソリューション図



脱炭素とDXの未来

公認会計士・税理士 半田健一



日経平均株価は2月15日、30年6ヶ月ぶりに3万円台を回復した。日経のアンケートによれば、この株価水準を「バブル」とみるか、「妥当」とみるかの、意見は拮抗している。世界的な金余り現象が様々な資産の価格を引き上げており、企業業績面からみて買われすぎて1980年代後半の「バブルと同じ様相」とする意見と、今年後半のコロナウイルスワクチンの普及による景気及び企業業績の回復や実質金利との対比からみて「妥当な水準」とする意見とがあり、2つの見方はほぼ半々である。また、同じアンケートで今後の日本株のリスク要因は何かとの質問に対しては①米国の株式相場の急落、②米国の金利上昇との回答が多数で、金利の上昇による米連邦準備理事会(FRB)の金融政策の緩和見直しに対する警戒感が強く、日本の30年ぶりの株価回復も米国市場との連動を強く示唆するものであった。

一方、苦学して職業訓練大学校を卒業後、従業員3人とともに創業した日本電産を今や世界的なモーター会社に育てあげた永守重信会長兼CEOは今般の株価回復について「1980年代のバブルとは違う、株式市場はまだ上げる可能性がある」とみている。その根拠ははっきりした投資テーマがあるという点だ。投資による資金需要とは①地球的課題である温暖化阻止(脱炭素化)に向けて新たな事業が数多く出てくる点、②デジタルトランスフォーメーション(DX)に莫大な投資が見込まれる点だ。今は成長のチャンスでもあるという。

同時に永守氏は「企業経営に関わって約50年、今ほどの緊張感はかつてなかった」という。「技術革新の波、変化のスピードはとても早く、マーケットの変化に合わせて事業を変えていかなければ問われている。これまで業績が良いから安心」ということが通用しない時代だ。過去とは全く違

うのだという危機感が必要だ。経営力がないと乗り切れない。大企業といえども企業は経営者次第という時代になった」と警戒する。

一方、今年の賃上げはコロナ禍による先行き不透明感から減速しそうだ。労働行政研究所の調査ではベースアップと定期昇給を合わせた賃上げ率は1.73%と2013年以来8年ぶりに2%に届かない。日本の賃金は先進諸国と比較すると、その低迷ぶりが突出している。OECDによる統計で平均賃金の推移をみると、2000年から2019年の間に米国と英国は7割近く、ドイツとフランスは5割強上昇しているのに対し、日本は5%弱下がっている。

賃金を上げて消費を刺激し、生産活動を活発にして雇用や設備投資の増加につなげ、それがまた消費を下支えする。こうして「経済の好循環」を促すのが経済政策の主眼なのだが、日本において賃金が上がらない根本原因は労働生産性の低さだ。日本は1970年以降、主要7ヶ国(G7)の中で労働生産性は最下位だ。ではどうすれば労働生産性を上げ、賃金を上げていくことが出来るのだろうか。

過去30年間の日本経済の停滞はIT化の遅れが原因だといわれている。世界は今まさに第4次産業革命の入口にいる。「データやデジタル技術を活用して製品やサービス、ビジネスモデルを変革し、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位を確立する」(DXの定義)ことが迫られているのだ。既にDX化でレガシー産業から脱却した老舗看板屋や老舗旅館、不動産屋が脚光をあびている。戦国時代、いち早く鉄砲の価値を見抜いて実戦に用いた信長が弱小大名から天下に躍り出たように、経営者も、管理者も、社員も一丸となって「過去とは全く違う世界が来る」という意識を持って、生産・営業・開発・管理のあらゆる領域でDX化に取り組んでいかなければならない。

SEMINAR

『成長戦略・事業承継 個別相談会』

共催／日本M & Aセンター

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。

M & A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。

◎各会場先着 5 組様限定、完全予約制

【山形】

3月 10日(水)

① 9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00

会 場◆あさひ会計山形事務所

【仙 台】

3月 17日(水)

① 9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00

会 場◆あさひ会計仙台事務所



参加費：無料

お申し込みHP

※Zoom 利用した WEB 形式の面談も可能です。

『生産性向上 DX セミナー』

DX の取組が企業競争力に圧倒的な差をつけます。RPA や AI など、最新のテクノロジーを活用することで、会計業務などの間接業務の変化、様々な業界ごとの RPA 導入の実例を紹介します。RPA の活用で、圧倒的な生産性向上が実現できます。

◎紹介ツール：Microsoft Power Automate、早業 DX など

講師：株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所 柏倉佑美
税理士法人あさひ会計 DX 推進チーム 渡部竜次

【山 形】

4月 14日(水) 14:00～15:30

5月 12日(水) 14:00～15:30

【仙 台】

4月 16日(金) 14:00～15:30

5月 14日(金) 14:00～15:30



参加費：お一人様 ¥3,000

お申し込みHP

※新型コロナウイルス対策として、参加者の十分な距離の確保のため、8名様限定とさせて頂きます。

『相続個別相談会』

「相続のことで家族でもめたくない」、
「相続税がどのくらいかかるか不安」、
「子どもや孫に財産を残してあげたい」、
など、相続の悩みを個別相談会として無料にて相談をお受けします。

◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方とそのご親族様に
限定させていただいております。

【山 形】1回目／10:00～、2回目／14:00～
いずれも 1 時間程度

4月 15日(木)

5月 19日(水)

会 場◆あさひ会計山形事務所

山形相続サポートセンター
☎ 0120-652-144

【仙 台】1回目／10:00～、2回目／14:00～
いずれも 1 時間程度

3月 16日(火)

4月 16日(金)

5月 13日(木)

会 場◆あさひ会計仙台事務所



参加費：無料

お申し込みHP



あさひ会計 応接棟入口

Beyond vol.03

2021年3月 発行

発行元／あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27

TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30

新仙台ビルディング 4F

TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>